

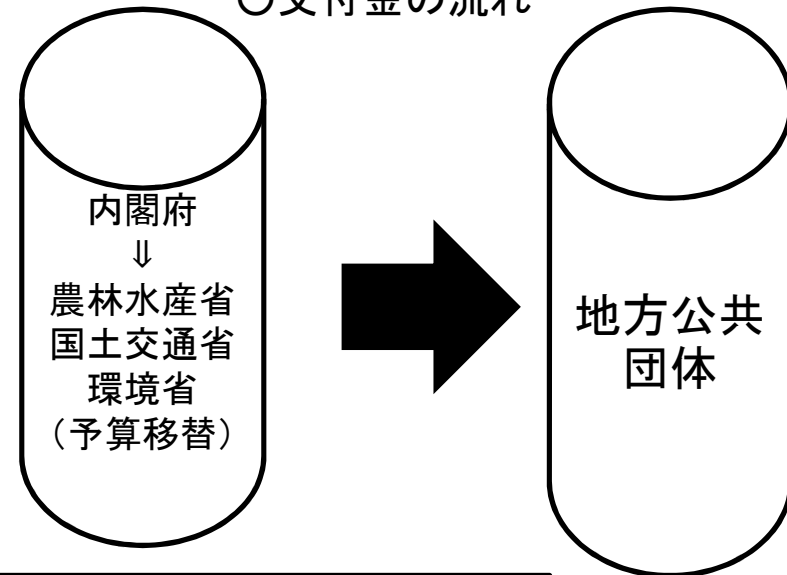
地域再生計画について

○地域再生法に基づく地方公共団体への支援

【地域再生法】

- 地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化等、地域の活力の再生を総合的・効果的に推進する
- 地域再生基本方針の策定
- 地方公共団体は地域再生計画を作成、国は計画に基づく事業に対する特別の措置(交付金)を行う

○交付金の流れ



地方創生汚水処理施設整備推進交付金の概要

- 地方公共団体の自主的・主体的で先導的な汚水処理施設整備に要する費用に充てられる
- この交付金を活用するためには、地方公共団体が地域再生計画(概ね5ヶ年度)を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要
- 省庁の所管を超える2種類以上の類似施設を一体的に整備することで、地方創生に対する政策効果をより高めることが可能な事業を対象としている
- 地方公共団体は事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標)を設定し、中間年度及び事業完了後に目標の達成状況の評価を実施し、公表する